

ガンバレさぬき応援寄付返礼品募集要項

1 目的

ふるさと納税制度により香川県（以下「県」という。）へ寄附していただいた県外在住の寄附者に対し、お礼として商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、県への寄附促進、魅力発信、地域振興等につなげるため、新たに提供いただける品物やサービスを募集します。

2 返礼品提供事業者の要件

- （１）食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法など各種法令等に従った事業活動等を行っていること。
- （２）原則として香川県内に事業所（本店・支店等は問わない。）を有する法人、団体又は個人事業主であること。
- （３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （４）香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。
- （５）香川県の県税に滞納がないこと。
- （６）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与していないこと。
- （７）ふるさと納税制度の趣旨を正確に理解し、適切な制度運営のための県および 6 に規定する委託事業者の指示等に適切に対応できること。

3 返礼品の要件

返礼品は次の要件を全て満たす必要があります。

- （１）平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
- （２）公序良俗に反しないものであること。
- （３）品質および数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を明示して供給可能な場合を除く。）
- （４）食料品については、寄附者に返礼品が到着後、一定期間（概ね一週間以上）の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うなどして、

鮮度を保ったまま適切に寄附者に届けられるものであること。

- (5) 自ら生産・製造したものではない場合は、県の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- (6) キャラクター等を使用する場合で、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (7) 県ふるさと納税関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。
- (8) 県が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること（原則として無償）。

4 返礼品および寄附金額の設定、その他費用負担

- (1) 返礼品の価格は、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格としてください。
- (2) 返礼品の商品代金および送料は、県が負担します。
- (3) 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収および再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。
- (4) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、県は一切負担しません。
- (5) 応募に係る提出書類、資料の返却は致しません。また、応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。
- (6) 寄附金額は、県が決定します。

5 返礼品提供事業者の特典

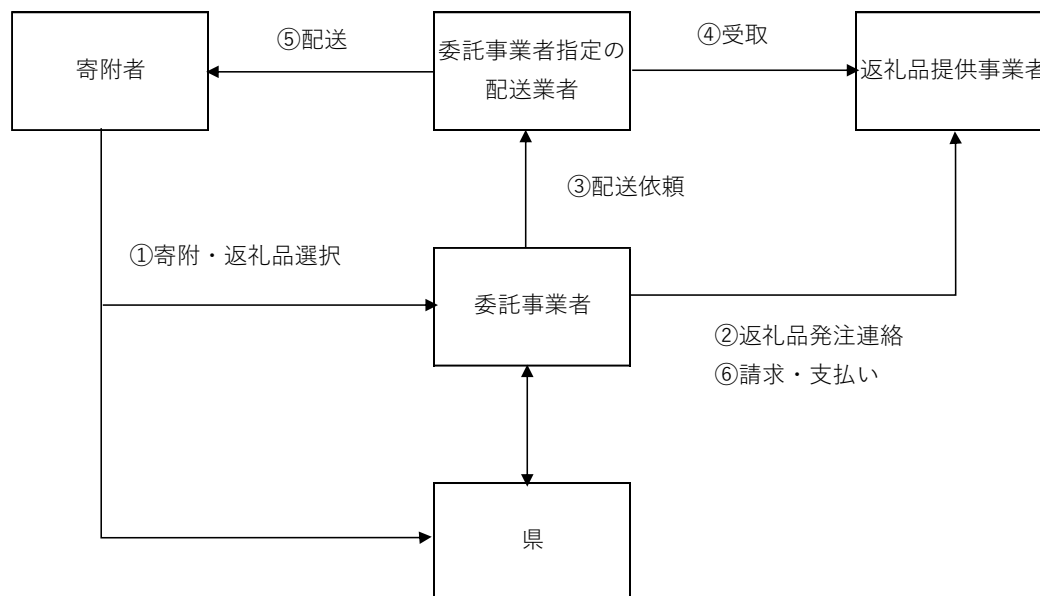
- (1) 寄附者向けのふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載されます。
- (2) 県がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合があります。
- (3) 返礼品提供事業者は、県のふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができます。
- (4) 返礼品の発送時に、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

6 委託事業者

- (1) 県は、魅力ある返礼品の開拓、寄附の受付、返礼品の発注・配送管理等の業務について、民間事業者の持つノウハウを活用し効果的・効率的に実施するため、事業者（以下「委託事業者」という。）に委託しています。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品として採用が決定された後、委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結する必要があります。

7 返礼品提供事務の流れ

返礼品提供事業者は、委託事業者からの発注により返礼品を提供します。なお、県が寄附を受けてから返礼品提供事業者に対して支払を行うまでの事務の流れは、概ね次の図のとおりです。



8 応募方法

(1) 募集期間

随時受け付けるものとします。

※ただし、応募状況によっては、募集を停止する場合があります。

(2) 提出書類

ア 新規登録時のみ必要なもの

- ・「誓約書」(様式1)

イ 返礼品新規登録および追加登録時にその都度必要なもの

- ・「ガンバレさぬき応援寄付返礼品登録申請書」(様式2)

※返礼品の審査にあたり、追加で資料の提供をお願いする場合があります。

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

香川県政策部政策課 総務・分権・連携グループ ふるさと納税担当

E-mail : seisaku@pref.kagawa.lg.jp

9 返礼品の登録、変更および廃止

- (1) 申請内容について、2及び3の各項を満たしていることを確認し、委託事業者から返礼品登録の手続についてご案内します。

- (2) 委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結し、返礼品の登録完了となります。
- (3) 返礼品として登録された商品は、ふるさと納税ポータルサイトへの登録作業を経て、順次掲載されます。なお、掲載順序は県に一任していただきます。
- (4) 内容や返礼品の価格を変更する場合は、委託事業者に事前に連絡してください。
- (5) 返礼品の生産、製造もしくは販売が廃止され、または中止されたとき等返礼品の登録を廃止する場合は、委託事業者に事前に連絡してください。

10 返礼品登録の取り消し

次の場合は、返礼品の登録を取り消すことがあります。

- (1) 返礼品提供事業者または返礼品が、2及び3に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録内容に虚偽があったとき。
- (3) 県もしくは寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、または重大な損害を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと県が判断したとき、または、同様のクレームが多発するとき。
- (5) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

11 個人情報の保護

- (1) 返礼品提供事業者は、業務を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定を遵守してください。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的には使用できません。

12 その他

- (1) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであり、県が買取りを確約するものではありません。
- (2) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について委託事業者へ必ず報告してください。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、県は一切の責任を負いません。
- (3) この要項に適合しても、県が返礼品として取り扱うことについて支障があると判断した場合は、登録できない場合があります。
- (4) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県との協議によるものとします。
- (5) この要項は、令和7年6月2日から適用することとします。